

# 更別村農業委員会議事録

令和6年 第10回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和6年10月24日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

## 1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和6年10月24日（15時30分開会、16時30分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況（出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀬田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	高 橋 英 樹

(4) 議事録署名委員

9番 田中委員 10番 瀬田川委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広  
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について  
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について  
報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第4号 農地転用許可後の工事完了報告について  
報告第5号 農地の使用貸借の合意解約の通知について  
報告第6号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）  
議案第1号 現況証明願について

- 議案第2号 職権による地目変更登記の通知について  
議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について  
議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第6号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について  
議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

#### (7) その他

- ① 地区別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会及び十勝農業委員会連合会講演会について
- ② 十勝農業委員会連合会作成北海道選出国會議員等へ提出する要請文（案）について
- ③ 農地法第3条第1項申請予定者農地の現地確認について
- ④ 農業委員会親睦会忘年会について
- ⑤ 令和6年第11回農業委員会定例総会について

## 2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から令和6年第10回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

## 3. 会長招集挨拶

【会 長】 意外に降った雨で、皆さん体も休めたかと思います。今日は農作業も無く、ゆっくりしようと思ったのですが、この後の予定がありますので、いつも通り速やかに進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います

高橋委員におかれましては、私たちも2年目に入ったばかりなので、お互い協力し合ってやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本日は、報告事項6件、議案7件となっております。審議のほうよろしく申し上げます。

## 4. 議席の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第 6 条により、会長が議長となり議事を主宰

【議長】 それでは、新たに選任された委員がいるということで、まず議席の決定について、説明お願い致します。

【事務局長】 議事日程の 3. 議席の決定について、新たに選任された高橋委員の議席について、現在は仮ということで前任の磯委員の議席についていただいております。

農業委員会会議規則では、「議席はあらかじめくじで定める」とされておりますが、任期途中の交代については慣例では前任委員の議席を引き継いでおり、今回も磯委員の 11 番を引き継ぐことで提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議長】 事務局より説明がありましたが、前任の議席を引き継ぐことでよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、前任委員の議席、11 番を引き継ぐこととします。

年ごとに幹事が 4 人ずつ番号順でなったりしますので、よろしくお願い致します。

## 5. 委員の担当地区の決定

【議長】 続いて、委員の担当地区の決定について、説明お願い致します。

【事務局長】 議事日程の 4. 委員の担当地区の決定ですが、新たに選任された高橋委員の担当地区について、任期途中の交代については慣例では前任委員の担当地区を引き継いでおり、今回も磯委員の担当していた南更別区を引き継ぐことで提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議長】 事務局より説明がありましたが、前任の地区を引き継ぐことでよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、高橋委員は南更別区を担当していただきたいと思います。

## 6. 議事録署名委員の決定

【議長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。9番 田中委員、10番 瀬田川委員、それぞれよろしくお願い致します。

## 7. 議件の審議状況

### (1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。9月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

給付関係です。内容は議案のとおりで、いずれも65歳到達によるものです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご意見ご質問等があればお願いいたします。  
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

### (2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。9月定例総会議案調製以降、3件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

1件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

2件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

3 件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご意見ご質問等があればお願い致します。  
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

(3) 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について説明を致します。9 月の議案調製以降に届出のありました、農地法の規定による農地又は採草放牧地の権利の取得について報告をするものです。

内容は記載のとおりで、権利の取得事由は相続によるものです。  
なお、こちらについては、後ほどの議案であっせん申し出があります。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご意見ご質問等があればお願い致します。  
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

(4) 報告第 4 号 農地転用許可後の工事完了報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第 4 号、農地転用許可後の工事完了報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第 4 号、農地転用許可後の工事完了報告について説明を致します。  
農地法第 4 条の規定により許可を行いました農地転用について、工事完了報告が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案資料 1 頁に完了報告書の写を付けておりますのでご参照をお願いします。

現地確認につきましては担当委員をお願いしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた瀬田川委員より報告お願い致します。

【瀬田川委員】 10月22日、現地にて住宅が計画通り完成していることを確認いたしました。

【議長】 ただ今担当委員より報告がありましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等があればお願い致します。  
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

(5) 報告第5号 農地の使用貸借の合意解約の通知について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第5号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第5号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明致します。9月の定例総会の議案調製以降に合意解約が成立した旨通知があったものを報告するものです。

なお、今回の案件は3件とも、来年1月からの後継者への経営継承に伴うものとなっております。

1件目、内容は議案のとおりです。

なお、解約後は改めて農地法第3条の許可申請が出されております。

2件目、内容は議案のとおりです。

なお、解約後は改めて農地法第3条の許可申請が出されております。

3件目、内容は議案のとおりです。

なお、解約後は改めて農地法第3条の許可申請が出されております。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件につきまして、ご質問等があればお願い致します。  
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

(6) 報告第 6 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）

【議長】 それでは次へ進みます。報告第 6 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第 6 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

9 月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借 8 件、売買 1 件のあっせんが成立した他、所有権の移転調整を 1 件行っております。

賃貸借 1 件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借 2 件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借 3 件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借 4 件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借 5 件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借 6 件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借 7 件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借 8 件目、内容は議案のとおりです。

売買 1 件目、内容は議案のとおりです。

続いて所有権移転調整 1 件目、内容は議案のとおりです。

表の右から 3 列目の「事業名」欄ですが、あっせん委員会で調整の結果、農地中間管理機構の特例事項であります農地売買等事業による買入が必要であると認めたところです。

表の右から 2 列目、申出者に係る手数料ということで、手数料 2%、手数料にかかる消費税を差引した金額が支払われます。

表の一番右の列には売渡予定者が機構へ 5 年間支払う貸付料の年額を載せております。こちらは売渡予定額の 1%となります。

【議長】 それではただ今説明がありました。まず賃貸借の 1 件目から 5 件目までについて、あっせん委員長を務められました田中委員より報告お願い致します。

します。

【田中委員】 9月26日、総会終了後にあっせん委員会を、私と早坂委員、日光委員、藤澤委員で行いまして、書類あっせんと委任状によるあっせんということで、いずれも特に問題なく、無事に成立致しました。

【議長】 次に、賃貸借の6件目から8件目までと、売買と、所有権移転調整について、あっせん委員長を務められました家常委員より報告お願い致します。

【家常委員】 10月16日に、あっせん委員会を、私と瀬田川委員、細川委員、井上委員で行いました。賃貸借、売買、所有権移転調整、いずれも特に問題なく、無事に成立しております。内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件につきまして、ご意見ご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

#### (7) 議案第1号 現況証明願について

【議長】 それでは議案に入ります。議案第1号、現況証明願について説明お願い致します。

【事務局】 議案第1号、現況証明願について説明致します。

今回1件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。2頁、3頁に願出地の図面を付けております。

現地確認につきましては、担当委員を含む3名の委員にお願いをしております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、地区担当の瀬田川委員の方より報告お願い致します。

【瀬田川委員】 本日10月24日に、私瀬田川と、日光委員、早坂委員と3名において

現地を確認してきました。現地は施設用地や住宅用地として使われているものであり、畑としては活用されておられません。現況に合わせて地目変更することが妥当と、両委員と意見が一致しております。

【議長】 ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて、何かご意見ご質問等があれば、お願い致します。

(質疑等無)

【議長】 なければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。

(8) 議案第2号 職権による地目変更登記の通知について

【議長】 それでは次に進みます。議案第2号、職権による地目変更登記の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第2号、職権による地目変更登記の通知について説明致します。  
公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に対しまして職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願います。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。4頁に図面を付けております。

なお、こちらについては、後ほどの議案であっせんの申し出があります。

2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。5頁、6頁に図面を付けております。

現地確認につきましては、担当委員にお願いをしております。

【議長】 それでは、まず1件目について、現地確認いただいた家常委員の方より報告お願い致します。

【家常委員】 10月20日、現地に赴きまして、畑として利用されていることを確認致しました。地目変更登記を行うことが適切であると判断しております。

【議長】 続いて2件目について、現地確認いただいた瀬田川委員の方より報告お願い致します。

【瀬田川委員】 10月22日、現地を確認いたしまして、畑として利用されていること

を確認致しました。よって地目変更登記を行うことが適当であると判断いたします。

【議長】 ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて、まず1件目について、ご意見ご質問があれば、お願いします。  
(質疑等無)

【議長】 なければ地目変更登記の通知をしてもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは通知するものと致します。  
続いて2件目について、ご意見ご質問があれば、お願いします。  
(質疑等無)

【議長】 なければ地目変更登記の通知をしてもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは通知するものと致します。

(9) 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 それでは次に進みます。議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を致します。利用権設定3件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

なお、先ほどの報告第5号と同様、3件とも、来年1月からの後継者への経営継承に伴うものとなっております。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。7頁に図面を付けております。8頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、9頁左側の「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」、ここからずっといきまして、10頁左側の「10 周辺地域との関係」。ここまでをご確認いただきまして、現状の機械力、労働力、これらで全ての農地について効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認の方をお願い致します。

2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。12 頁に図面を付けております。13 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、先ほどと同じ要領で、後ほどご確認の方をお願い致します。

3 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。17 頁に図面を付けております。18 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、先ほどと同じ要領で、後ほどご確認の方をお願い致します。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【高橋秀範委員】 無償という事ですが、説明をちょっと。

【事務局長】 何らかの経緯で農協さんが取得して、貸しているものです。

【瀬田川委員】 今でこそ、良い草地になっている様に見えるけど、昔はでんぷんの廃液の投げ場みたいな感じだったところで、みんな嫌だっけ押っつけ合っていたような。

3 軒とも TMR センターなので、そこに持って行っていると思います。

【議長】 それでは、現地確認いただきました瀬田川委員より報告をお願い致します。

【瀬田川委員】 10 月 22 日に現地確認致しまして、3 件とも畑として利用されていることを確認致しました。

【議長】 それでは、これから審議に入っていただく訳ですが、時間を取って議案の資料の方に目を通していただきたいと思いますので、よろしくをお願い致します。

(各委員申請内容確認)

【議長】 いかがでしょうか？資料に目を通していただけたでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、まず 1 件目について、ご意見ご質問があればお願い致します。  
(意見等無)

【議長】 特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは許可するものと致します。  
続いて2件目について、ご意見ご質問があればお願い致します。  
(意見等無)

【議 長】 特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 それでは許可するものと致します。  
続いて3件目について、ご意見ご質問があればお願い致します。  
(意見等無)

【議 長】 特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 それでは許可するものと致します。

(10) 議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議 長】 それでは次に進みます。議案第4号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事務局】 議案第4号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第18条第1項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の6ヵ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第18条第1項第2号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

解約後は改めて賃貸借のあっせん申出が出されております。

2件目、内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第18条第1項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の6ヵ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第18条第1項第2号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

【議 長】 合意解約の説明がありました。まず1件目について、この件について何かご意見、ご質問等あればお願い致します。  
(意見等無)

【議長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで承認してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議長】 それでは承認するものと致します。  
次に2件目について、この件について何かご意見、ご質問等あればお願い致します。  
（意見等無）

【議長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで承認してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議長】 それでは承認するものと致します。

(11) 議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 それでは次に進みます。議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

旧基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等17件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

なお、賃貸借の1件目から8件目までは、農業公社の農地売買等事業による一時貸付、賃貸借の9件目から16件目と売買については、あっせんによるものとなっております。

賃貸借の1件目、内容は議案のとおりです。

こちらは8月の定例総会で、農業公社への買入を審議したものです。

賃貸借の2件目、内容は議案のとおりです。

こちらは8月の定例総会で、農業公社への買入を審議したものです。

賃貸借の3件目、内容は議案のとおりです。

こちらは8月の定例総会で、農業公社への買入を審議したものです。

賃貸借の4件目、内容は議案のとおりです。

こちらは8月の定例総会で、農業公社への買入を審議したものです。

賃貸借の5件目、内容は議案のとおりです。

こちらは8月の定例総会で、農業公社への買入を審議したものです。

賃貸借の6件目、内容は議案のとおりです。

こちらは8月の定例総会で、農業公社への買入を審議したものです。

賃貸借の7件目、内容は議案のとおりです。

こちらは8月の定例総会で、農業公社への買入を審議したものです。

賃貸借の8件目、内容は議案のとおりです。

こちらは8月の定例総会で、農業公社への買入を審議したものです。

賃貸借の9件目、内容は議案のとおりです。

こちらは報告第6号の賃貸借の1件目で報告した箇所になります。

賃貸借の10件目、内容は議案のとおりです。

こちらは報告第6号の賃貸借の2件目で報告した箇所になります。

賃貸借の11件目、内容は議案のとおりです。

こちらは報告第6号の賃貸借の3件目で報告した箇所になります。

賃貸借の12件目、内容は議案のとおりです。

こちらは報告第6号の賃貸借の4件目で報告した箇所になります。

賃貸借の13件目、内容は議案のとおりです。

こちらは報告第6号の賃貸借の5件目で報告した箇所になります。

賃貸借の14件目、内容は議案のとおりです。

こちらは報告第6号の賃貸借の6件目で報告した箇所になります。

賃貸借の15件目、内容は議案のとおりです。

こちらは報告第6号の賃貸借の7件目で報告した箇所になります。

賃貸借の16件目、内容は議案のとおりです。

こちらは報告第6号の賃貸借の8件目で報告した箇所になります。

売買の1件目、内容は議案のとおりです。

こちらは報告第6号の売買の1件目で報告した箇所になります。

以上、集積計画に登載するためのものであり、旧基盤強化法第 18 条第 3 項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

なお、田中委員につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして議事参与の制限がございます。当該案件審議の際は一時退室をお願いいたします。

【議 長】 ただ今説明がありました、まず賃貸借 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

続いて賃貸借 2 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

続いて賃貸借 3 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

続いて賃貸借 4 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

続いて賃貸借 5 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。  
続いて賃貸借 6 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。  
続いて賃貸借 7 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。  
続いて賃貸借 8 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。  
続いて賃貸借 9 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。  
続いて賃貸借 10 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いし

ます。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。  
続いて賃貸借 11 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。  
ます。  
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。  
続いて賃貸借 12 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。  
ます。  
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。  
続いて賃貸借 13 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。  
ます。  
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。  
続いて賃貸借 14 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。  
ます。  
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(田中委員退室)

【議長】 続いて賃貸借 15 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

(田中委員入室)

【議長】 続いて賃貸借 16 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

続いて売買 1 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

#### (12) 議案第 6 号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第 6 号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 6 号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明致します。

旧基盤強化法第 15 条第 1 項の規定に基づく所有権移転のあつせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、農地中間管理機構による買入が特に必要と認め、同法第 16 条第 1 項の規定により村長から申出者へ買入協議に係る通知をするよう要請してよろしいか審議をお願い致します。

要請書は議案の次の頁からになります。本日付で会長から村長へ要請す

る内容で、買入協議の必要な土地については記載のとおりで、こちらは報告第6号の所有権移転調整の1件目で報告した箇所になります。

なお、田中委員につきましては農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして議事参与の制限がございます。当該案件審議の際は一時退室をお願いいたします。

(田中委員退室)

【議長】 ただ今事務局から説明がありましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問等があればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 なければ、このとおり要請することとしてよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものといたします。

(田中委員入室)

(13) 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 それでは次へ進みます。議案第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。

賃貸借2件、売買1件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料21頁から23頁に申出地の図面を付けております。

2件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料24頁に申出地の図面を付けております。

3件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料25頁から30頁に申出地の図面を付けております。

【議 長】 ただ今説明があったとおり、賃貸借2件売買1件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきまして、あっせんをしてもよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議 長】 それでは、あっせんをするものと致します。

それでは、あっせん委員を選ばさせていただきます。

1件目から3件目までのあっせん委員ですが、田中委員、日光委員、本多委員、高橋秀範委員。よろしくお願い致します。

※あっせんの日程調整

【議 長】 それでは1件目から3件目のあっせん委員会を11月5日 13時30分からということで、それぞれあっせん委員の方よろしくお願い致します。

あっせん委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議 長】 それではよろしくお願い致します。

以上で議案審議の方は終了となります。

## 8. その他の協議状況

(1) 地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会及び十勝農業委員会連合会講演会について

【議 長】 それではその他の方へ移らせていただきます。まず1番目、地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会及び十勝農業委員会連合会講演会について説明お願い致します。

※11月15日の研修会等について説明

(2) 十勝農業委員会連合会作成北海道選出国會議員等へ提出する要請文（案）について

【議 長】 続いて2番目、十勝農業委員会連合会作成北海道選出国會議員等へ提出する要請文（案）について説明お願い致します。

※意見等があれば事務局まで

(3) 農地法第3条第1項申請予定者農地の現地確認について

**【議長】** 続いて3番目、農地法第3条第1項申請予定者農地の現地確認について説明  
お願い致します。

※該当する委員は降雪前に確認を

(4) 農業委員会親睦会忘年会について

**【議長】** 続いて4番目、農業委員会親睦会忘年会について説明お願い致します。

※実施について協議し、12月総会終了後に帯広1泊で実施で決定

(5) 令和6年 第11回農業委員会定例総会について

※第11回定例総会は、11月21日（木）13時30分に決定する。

9. 閉会挨拶

**【会長】** それでは、長らく慎重審議ありがとうございました。